

保護者の皆さんへ

枚方市学校園安全互助会について

枚方市学校園安全互助会は、当会の趣旨に賛同する保護者を会員として、その保護者から納入された会費で運営されています。

この会は、枚方市立学校園の管理下における園児・児童・生徒の災害(負傷等)に対して、必要な給付を行う相互扶助組織です。独立行政法人日本スポーツ振興センターの範疇に入らない事案に対し見舞金を支給する相互扶助事業を行っています。その内容は総医療費 5000 円未満の医療費や入院時の室料差額への見舞金、災害時にもよりの病院ヘタクシーで搬送するための搬送見舞金、本人の過失及び第三者の故意によらず破損した眼鏡の修理費用の見舞金、死亡弔慰金等の給付です。また学校教育活動の円滑な実施を図ることも目的としています。

『学校園管理下』の範囲は、授業（保育）時間・休憩時間・登下校園中に加えて、クラブ活動及び遠足・修学旅行などの特別活動中も含みます。

学校園管理下の災害であることが大前提ですので、給付金申請はすべて学校園を通して行っていただきます。『学校園でケガをしたりメガネが壊れたりした場合には必ず先生に言うように』と、お子さんにも日頃からお伝えください。先生が状況を確認していることが不可欠です。

保護者負担の年会費は、【小学生・中学生 250 円 幼稚園児 100 円】です。年度途中に入会した場合も会費は同額ですが、5月1日現在で生活保護世帯及び就学援助受給者世帯に属する園児児童生徒については安全互助会が会費を負担します。

**見舞金の申請に必要な書類や給付条件については災害給付金一覧をご覧ください
審査により給付されない可能性があることをご了承ください**

【メガネの破損について】

- ※ 給付されるのは、授業を受けるのに支障がある破損と認められる場合です（軽微な破損の場合は給付されないことがあります）。
- ※ 破損した箇所の修理が原則です。修理ができない場合にのみ交換や買換えでの申請が可能です。申請の際には、交換・買換えに至った理由をご説明ください。
- ※ 本人単独での過失によってメガネが破損した場合は、給付されません。

【給付事例】 友達とぶつかってフレームが折れた

【給付事例】 友達が投げたボールが当たってメガネが落ちて壊れた

【非給付事例】 自分で転んでメガネのフレーム・レンズ共に破損した

- ※ メガネを身につけた状態で破損した場合に見舞金を給付するのが原則です。

【給付事例】 友達とぶつかって落としたメガネに気づかず、他の友達が踏んでしまった

【非給付事例】 メガネを外して机に置いていて、気づいたら壊れていた

- ※ 申請の際はメガネの破損状況がはっきり分かる写真を添付していただきます。写真はご家庭で撮っていただいて構いませんが、学校園の教職員が実際の破損状況を確認していることが必要です。

【特別初診料等について】

- ※ 200床以上の病院での初診にかかる選定療養費については見舞金給付対象外です。

【タクシーでの医療機関への搬送について】

- ※ 災害の当日、災害発生場所から最寄りの医療機関への教職員による往復搬送が原則です。

- ※ 保護者の都合で搬送する医療機関を指定される場合は保護者負担となります。

見舞金請求の手続き詳細については学校にお尋ねください

すべての申請期限は、災害発生日より2年です

災害給付金一覧

給付金の種類	給付の条件等	給付金額	ご用意いただく書類
入院室料差額見舞金	本人並びに保護者の希望により室料差額（特別療養環境室料）のある病室を利用する場合は給付されません	【一律5,000円×日数】 上限 50,000円	【領収証】 (室料差額と入院日数が分かるもの) 【口座振替依頼書】
医療見舞金 (総医療費5,000円未満の場合)	総医療費5,000円未満の治療費 ※ 治療が完了している場合のみ ※ 初診は医療機関に限る (整骨院の初診は不可) ※ 医師の指示があれば接骨院や整骨院での治療費も給付対象	一律1,000円	【医療等の状況】 (原本) 【口座振替依頼書】
	公費負担医療制度無しで申請して給付金を受けた場合、後日に公費負担申請することはできません。二重給付が判明した場合は返金していただきます。		
メガネ破損見舞金	メガネをかけた状態で破損した場合(ただし、本人の過失及び第三者の故意による破損は対象外) 学校園による破損状況の確認が必要	実費 上限は10,000円	【眼鏡専門店の領収証】 (修理・交換・購入の但書のあるもの・コピー不可) 【破損時の写真】 【口座振替依頼書】
治療用装具破損見舞金	身につけた状態で破損した場合(ただし、本人の過失及び第三者の故意による破損は対象外) 学校園による破損状況の確認が必要	実費 上限は15,000円	【領収証】 【治療用装具であることを証明する書類】 【口座振替依頼書】
特別初診料等負担見舞金	必要に応じて給付する ただし選定療養費は保護者負担		【領収証】 【口座振替依頼書】
歯冠補綴見舞金	医療機関が必要と認め、日本スポーツ振興センターの支給対象とならない 保険外治療による歯冠補綴費用 (中切歯から犬歯までの上下12本の範囲内で2本以下)	実費 1本につき一度だけ給付 上限は50,000円／本	【領収証】 (保険外治療の記載) 【医療等の状況】 (詳細は要問合せ) 【口座振替依頼書】
	災害から歯冠補綴まで時間がかかることがあります。申請には受傷当初の書類のコピーの提出や、定期的な受診の証明が必要となりますので、詳細は学校園にお問い合わせください。 インプラントは対象外です。		
搬送見舞金	日本スポーツ振興センターの適用範囲内で、首から上のケガや歩けない等で、学校園長が緊急性を認めた場合の事故の当日のみ。 学校園など事故が発生した場所からの最寄り医療機関までの往復に限る。 保護者希望の搬送先は最寄り医療機関以外は認めません。 (事案によっては給付対象外となることがあります)		
医療貸付金	相当高額の医療費を必要とする場合等	理事会または審査委員会の審査による	【別途指定する証明書類】 【口座振替依頼書】
障害見舞金	障害等級は日本スポーツ振興センターの決定による	別途本会の定める金額	【別途指定する証明書類】 【口座振替依頼書】
死亡弔慰金	事故・病気・交通事故による死亡	100,000円 (登下校時は半額)	【別途指定する証明書類】 【口座振替依頼書】

領収証の宛名はすべて園児児童生徒本人です

口座振替依頼書の口座名義人には、必ずふりがなをお願いします。

※ メガネ破損見舞金は、令和8年4月より一律6,000円に変更される予定です ※

令和7年3月吉日

保護者の皆様へ

枚方市学校園安全互助会

枚方市学校園安全互助会 給付内容の変更点について

平素より、枚方市学校園安全互助会にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

枚方市学校園安全互助会は、当会の趣旨に賛同し会員となった保護者からの会費で運営されており、枚方市立の小・中学校及び幼稚園の管理下で、会員に属する園児・児童・生徒が災害（負傷等）を被った場合に、必要な給付を行う受益者負担の相互扶助組織です。

当互助会の給付内容についての説明文書を、全保護者の皆様に配布いただきますよう各学園にお願いしております。なお、令和7年4月1日以降に発生した災害への給付について以下の2点が変更になっております。

- ① 入院室料差額見舞金は 一日あたり一律 5,000円×日数 かつ 上限 50,000円
- ② 総医療費 5,000円未満（医療保険点数 500点未満）の医療見舞金は一律 1,000円

また、令和8年4月1日以降に発生した災害への給付について以下の点が変更になる予定ですのでお知らせしておきます。

メガネ破損見舞金は 一律 6,000円（令和8年4月より変更予定）

上記の各変更につきましては、公費負担制度（子ども医療）やメガネの価格変動等に鑑みたものです。末永く制度を維持するため、ご了承くださいますようお願いいたします。

お問合せ先：枚方市学校園安全互助会事務局（枚方市車塚1－1－1 輝きプラザ4階）

anzengojokai.contact@gmail.com

枚方市学校園安全互助会 会則

(名称) 第1条 この会は、枚方市学校園安全互助会と称する。

(事務所) 第2条 この会の事務所は、枚方市教育委員会内に置く。

(目的) 第3条 この会は、市立学校園の管理下における災害に関して、第5条(入会)の定めに基づいて入会した会員に属する園児・児童・生徒に対して必要な給付を行う互助会として学校教育活動の円滑を図ることを目的とする。また、市立学校園の管理下における災害への予防教育活動を合わせて行うものとする。2 市立学校園の管理下とは、独立行政法人日本スポーツ振興センターの適用範囲とする。

(会員資格) 第4条 この会の会員資格は、市立学校園に在籍する園児・児童・生徒をもつ保護者全員を対象とする。

(入会) 第5条 入会に際しては、会の趣旨に賛同し入会手続き期間内に入会届を提出し、所定の期日までに会費を納入するものとする。2 この会への中途入会は、原則受け付けないものとする。但し、新たに市立学校園に転入してきた園児・児童・生徒をもつ保護者と、理事会で承認を得た保護者は中途入会を認める。

(退会) 第6条 会員に属する園児・児童・生徒が市立学校園より転出した時点において、会員は自動退会とする。ただし、任意退会を希望する場合は、退会届を互助会事務局に提出し、受理された時点で退会できる。尚、如何なる理由に拘わらず、既に納付した会費は返金しない。

(役員) 第7条 この会に次の役員を置く。理事長1名 副理事長2名 理事若干名 会計監査2名

(役員の職務) 第8条 理事長は、この会を代表し、理事会の決定に基づき会務を総括する。2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故ある時はその職務を代行する。3 理事は、理事会を構成し、会務を審議決定する。4 会計監査は、会計を監査する。

(役員の選出) 第9条 理事長は、理事の互選により選出する。ただし、選出母体を枚方市PTA協議会と校長会・園長会及び教育委員会事務局とする理事の中から選出する。2 副理事長は、理事の中より理事長が指名する。3 理事は、次に掲げる団体からそれぞれ若干名選出された者とする。枚方市PTA協議会 校長会・園長会 教頭会 養護教諭部会 教育委員会事務局 4 会計監査は、枚方市PTA協議会及び校長会から選出する。

(役員の任期) 第10条 役員の任期は1年とする。ただし、後任者が選出されるまでの間、その職務を行うことができる。2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。3 役員の再任は、妨げない。

(事務局) 第11条 この会の会務を処理するために事務局を置く。2 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。3 事務局は、必要に応じ参与を置くことができる。

(会議) 第12条 この会の会議は次のとおりとする。総会 理事会 審査委員会 2 総会は、理事長より委任を受けた市立学校園の保護者代表(2名から5名)と理事長、副理事長、理事、会計監査をもって構成し、次の事項を決定する。①事業計画及び収支予算の決定 ②事業報告及び収支決算の承認 ③その他この会の運営に関する重要な事項 3 総会は原則として年1回行うものとし、理事会は原則として毎学期ごとに1回開催する。4 ただし、理事長が必要と認めたときは、臨時に総会及び理事会を開催することができる。5 総会及び理事会は、構成人員の2分の1以上で成立し、出席者の過半数をもって決する。ただし、委任状は出席数とする。

6 審査委員会は、事務局の要請により理事長が必要と認めた場合、隨時開催することができる。委員の構成は、理事のうち校長から1名、養護教諭から1名、枚方市PTA協議会から1名の計3名で構成する。この審査委員会では、給付の基準など、事務局では判断しにくい内容について、給付対象にするべきかどうか等を、厳正に審査するものとする。

(専決) 第13条 理事長が必要と認める緊急な事項は、理事会を経て専決することができる。ただし、次の総会において報告し、承認を求めなければならない。

(会計) 第14条 この会の会計は、会費及びその他をもってこれに充てる。

(会費) 第15条 この会の会費は、毎年5月1日現在の在籍児童・生徒1人につき年間250円とする。ただし、園児は100円とする。

尚、第5条第2項に定める中途入会者の会費も上記と同額とする。2 要保護、準要保護家庭の園児・児童・生徒の会費は、枚方市学校園安全互助会事業基金より拠出する。3 会費は、保護者個人負担とし、市立学校園でまとめて納入するものとする。ただし、特別な事情がある場合は、理事会の承認を得て免除することができる。

(事業) 第16条 この会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。①各種見舞金の給付事業 ②医療費の立替貸付事業 ③死亡弔慰金の給付事業 ④その他第3条に定める目的の達成に必要と思われる事業 2 この会が行う給付事業に関しては、受益者負担の互助共済として、給付対象は会員に属する園児・児童・生徒のみとする。3 納付事業以外に関しては、市立学校園の園児・児童・生徒全員を対象とする。

(行政との関係) 第17条 この会は、会の目的及び事業の性格上、枚方市並びに枚方市教育委員会の本会に対する理解と協力を求め、本会育成のため積極的な行政上の指導と援助を受けることができる。

(事業遂行規定) 第18条 第16条各号の事業遂行に関する規程は、別に定める。

(事業年度) 第19条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(会則の変更) 第20条 この会則の変更は、総会の承認を得て行うことができる。

附則

この会則は、昭和50年10月7日より施行する。

(中略)

この会則は、令和6年6月3日から施行する。

・令和5年4月15日付けの改定に伴い、下記の特例対応を実施する。

1. 第5条(入会)に関する規定、並びに第15条(会費)に関する規定は、

令和5年度の事業年度に遡って適用する。

2. 会則改定に伴い、新たに当共済会の運用規定を設ける。

・令和6年6月3日付けの改定に伴い、枚方市学校園安全共済会は、枚方市学校園
安全互助会に名称を変更する。|